

## 大都市公立中学校英語教育研究会連絡協議会会則

- 第1条 名 称 本会は、大都市公立中学校英語教育研究会連絡協議会と称する。
- 第2条 目 的 本会は、大都市における公立中学校英語教育研究会の連絡を密にし、中学校英語教育に関する問題点を協議し、英語教育の振興を図ることを目的とする。
- 第3条 事 業 本会は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 毎年1回の連絡協議会（大会）を開催する。
    - ① 各都市の中学校英語教育における諸問題の連絡及び協議を行う。
    - ② 各都市の研究会活動における諸問題の報告及び協議を行う。
  - 2 その他、必要な事業を行う。
- 第4条 組 織 本会は、大都市の公立中学校英語教育研究会の役員及び会員をもって組織する。
- 第5条 運 営 本会は、開催都市の研究会の組織が、すべてを運営する。
- 第6条 役 員 本会の役員は、開催都市の研究会の役員が兼務する。
- 第7条 事務局 本会の事務局は、原則として開催都市の会長校に設置する。
- 第8条 分担金 本会の運営費の一部として、各都市は分担金を納める。  
その額については、開催都市の事務局が決める。
- 第9条 改 正 本会の会則の改正は、連絡協議会（大会）の承認を得なければならない。
- 付 則 本会則は、平成5年10月22日から施行する。
- 2 平成15年10月10日一部改正
  - 3 平成18年10月13日一部改正
  - 4 平成23年10月7日一部改正